

平成20年度

特定非営利活動法人 子どもの森

総会資料



日時：平成20年5月17日（土）10時～

場所：（仮称）^{もり まなびや}森の学舎（旧西門川小学校松瀬分校）

総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 議長選出
3. 書記・議事録署名人任命
4. 資格審査報告
5. 報告事項
 - I. 平成19年度活動経過報告について
 - II. 、、 収支決算報告について
 - III. 監査報告
6. 議案
 - I. 平成20年度活動方針（案）について
 - II. 、、 収支予算（案）について
7. 書記解任
8. 議長降壇
9. 閉会のことば

懇親会（12：00～）

総 会	日 時	場 所
設立総会	平成15年7月12日（土）13:00～	子どもの森事務所
第2回通常総会	平成16年4月15日（木）10:30～	子どもの森事務所
第3回臨時総会	平成16年11月19日（金）19:30～	クリエイティブセンター門川
第4回通常総会	平成17年5月8日（日）10:00～	門川町商エコミュニティセンター-AP10
第5回通常総会	平成18年4月22日（土）18：00～	門川町中央公民館
第6回通常総会	平成19年5月20日（日）16：00～	ガーデンベルズ延岡エメラルドの間

はじめに

《環境問題》私たちの世代は、自然環境を犠牲にした開発の上で、大変快適な生活をしています。その結果、二酸化炭素に代表される温室効果ガスが大量に大気中に放出され地球温暖化が進んでいます。現在と違って私たちの子どもの頃は、真夏に雨戸を閉めきって寝たり、冬には氷が張っていた日数が多くありました。地球温暖化が進んでいることは身を持って解ります。子供や孫等次の世代に、悪化した自然環境を押し付けることは許されません。私たちは、現在の自然環境をできるだけ良い状態で、次の世代に引き渡す責任があります。大量生産・大量消費・大量破棄を続ければ、廃棄物は収容できなくなり、やがて資源は枯渇してしまいます。社会の仕組みを循環型に代えて、地球に暮らす一人として、自然環境の保全と再生に参加して、自然環境と共存する持続可能な社会づくりをめざす必要があります。買い物ではレジ袋をもらわない、マイ箸を常に持ち歩く、車で移動する代わりに電車や自転車を使用する、食屑をできるだけ減らす等、環境負荷を軽減できることは、身近にたくさんあります。そのような取り組みが、資源やエネルギーの無駄使いを減らし、地球温暖化をくい止めることとなります。

また、次世代の子ども達は、子ども達自身が未来の地球環境を守って行かなければなりません。そのために、できるだけ早く地球環境について考え行動する人になって欲しく、私たちは、親子を対象とした体験型環境学習を実施しています。机の上で環境問題を学習することも必要ですが、実践体験活動を通して五感で感じる環境問題の啓発に取り組んで行くことが大事だと思います。

《森づくり》木材生産と雇用対策として国策により戦後の拡大造林は、実施されました。農林業県である宮崎県は、積極的に拡大造林を進めてきました。そして、杉の人工林が宮崎県の森林の70%を占めるまでになりました。しかし現在は、木材供給としての伐採時期の重なりと木材輸入の自由化とで、木材価格が低迷しています。当時杉の植林をした林業事業者は高齢化し、杉の森林の整備が難しくなり、利益の上がない林業には、若い世代が仕事として就くことを拒む状況となってきています。また、保安林となっている杉の森林は、杉を伐採したら、次の木を植樹しなければなりません。木の伐採で僅かに得た収益は、木の植樹により無くなります。杉の森林は間伐等の手入れが行き届かなくなり、荒れた森林となります。そのような森林は、災害に弱く、地球温暖化の影響により大型化した台風や局地的な大雨によって、山の崩壊が誘発され、大量の杉等の木が川へ流され、そして海へと運ばれていきます。今後も、このような状況が続いて行くのではと心配されます。

私たちは、間伐された杉林で腐葉土がまったく無かった場所に、腐葉土を形成して緑のダムにするため広葉樹を植樹して、杉と広葉樹が混交する森づくりをめざして、平成18年3月に、400本の広葉樹（センダン・イチイガシ・ホルトノキ・スダジイ・ヤマボウシ・ヤマモモ・イロハモミジ等）の苗木を植樹しました。また、数年前の台風によって、崩壊した山斜面に植林されていた杉が倒され、無立木状態となっている場所に、自然環境の復元を図り水源の涵養や災害防止など森林機能の再生を実現するために、平成19年3月に、140本の広葉樹（ケヤキ、ヤマザクラ、イロハモミジ等）を植樹しました。

報告事項Ⅰ．平成19年度活動経過報告

1. 事業の成果

- 5 ①デイキャンプ、森とあそぼう、五十鈴小学校での椎茸栽培の実施にて、農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業ができた。
- ②バードウォッチング、環境問題を考える講演会の実施にて、自然環境を理解してもらうための啓発活動ができた。
- 10 ③森林環境の保全活動として、昨年に引き続き森林の再生活動（門川高等学校演習林）と17年度の植樹地の下草刈りや雑木林整備を実施できた。
- ④しいたけ栽培研究により産業の調査・研究ができた。
- ⑤Webページと広報紙により、活動の情報発信と啓発活動ができた。
- 15 ⑥みやざき森づくりボランティア協議会の開催する活動や研修に参加することで、自然環境を守るための知識・技能を修得できた。また、習得した知識・技能は、森林環境の保全活動などに活用できた。

2. 事業内容（特定非営利活動に係る事業）

20 (1) 農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業

①デイキャンプ

実施日：平成19年7月28日

参加人数：19人

実施場所：西門川三ヶ瀬地区にある門川高校研修棟

- 25 内 容：子どもたちへの環境教育の一環として、また成人には環境への啓発の場として、自然環境を遊びながら学んでもらった。ネイチャーゲームでは、自然をさまざまな感覚や心を通じて理解し、自然と自分が一体であることを学んだ。飯盒での炊飯、釜戸でのソーセージ焼きやパン作り等、自然の中で非日常的な体験をした。

30 ②森とあそぼう

実施日：平成19年11月25日

参加人数：18人

実施場所：こどもの森（西門川三ヶ瀬地区）

- 35 内 容：子どもたちへの環境教育の一環として、また成人には環境への啓発の場として、自然環境を遊びながら学んでもらった。ネイチャーゲームでは、自然をさまざまな感覚や心を通じて理解し、自然と自分が一体であることを学んだ。ドングリや小枝等の自然素材を使っての工作を行ない自然の恩恵を体験した。

③椎茸栽培（本伏せ）

40 実施日：平成19年6月21日

参加人数：小学5年生60人、先生2人、会員6人の計68人

実施場所：門川町立五十鈴小学校

- 45 内 容：総合学習の時間を使って、子どもたちが町内の暮らし（農林水産業と環境）の学習として、コマ打ちした原木を仮伏せ状態から本伏せ状態にするため作業と一緒に実施した。また、椎茸の栽培歴史や椎茸を取りまく自然環境についての講話も行なった。椎茸菌のコマ打ち体験は、5年生が4年生だった平成19年3月9日に行なっていた。

④椎茸栽培（ほだ起こし）

実施日：平成19年10月24日

参加人数：小学6年生50人、先生2人、会員4人の計56人

実施場所：門川町立五十鈴小学校

- 5 内容：総合学習の時間を使って、子どもたちが町内の暮らし（農林水産業と環境）の学習として、コマ打ちした原木の本伏せ状態から収穫するためにほだ木起こし作業と一緒に実施した。また、椎茸の栽培歴史や椎茸を取りまく自然環境についての講話も行なった。椎茸菌のコマ打ち体験は、6年生が4年生だった平成18年2月28日に行なっていた。

10 (2) 地域の自然、環境などを理解してもらうための啓発活動及び情報収集

①バードウォッチング

実施日：平成19年12月16日

参加人数：10人

実施場所：五十鈴川河口

- 15 内容：冬の渡り鳥を探し観察した後で、渡り鳥の特徴や自然環境との関わり等の講話を行なった。また、野鳥のために河川のゴミ拾いも実施した。渡り鳥を観察して、自然環境（特に地球温暖化）について考えることができた。

②環境問題を考える講演会

20 実施日：平成20年2月2日

参加人数：19人

実施場所：門川町クリエイティブセンター

- 25 内容：「ロキシーヒル」で、森づくり活動を通して、森林環境問題や青少年の環境教育等に取組んでいる図師哲雄さんを講師に招いて、「豊かな森づくりへの取り組み」から環境問題についてを学んだ。

(3) 森林環境の保全活動

①森林の再生活動

実施日：平成19年8月25日、平成20年2月10日、4月5日

30 参加人数：延べ26人

実施場所：GOCANの森（西門川三ヶ瀬地区の門川高等学校演習林）

- 35 内容：台風により山斜面の崩壊で、植林されていた杉が流された門川高等学校演習林の自然環境の復元を図り、水源の涵養や災害防止など森林の持つ公益的機能の再生させるため、昨年度植樹した苗木の下草刈などの手入れの他、植樹地の総合的利用のため東屋の設置と階段・歩道作りを実施した。

②雑木林と植樹後の手入れ

実施日：平成19年6月9日、9月9日

参加人数：延べ11人

40 実施場所：こどもの森（西門川三ヶ瀬地区）

- 内容：平成17年3月に植樹した苗木の下草刈等の育林作業と、植樹地に隣接している雑木林の整備を実施した。

(4) 地域の自然、産業などの調査・研究事業

45 ①しいたけ栽培研究

実施期間：平成19年4月～平成20年3月

実施場所：西門川三ヶ瀬地区にある当法人のほだ場

- 50 内容：地元の特産品である椎茸を栽培することで、産業の調査・研究ができた。また、この研究を通して、地元小学校での町内の暮らしの学習体験である「椎茸栽培（本伏せ作業、ほだ木起こし作業）」を企画・実施ができた。

(5) 活動の情報発信・啓発のための出版事業

- ①当法人のすべての活動と自然環境啓発等を、月 5~6 回のWebページ更新にて情報発信した。
- ②当法人の活動を紹介するために、広報紙「子どもの森通信3号、4号」を発行した。

5 (6) その他目的を達成するために必要な事業

みやざき森づくりボランティア協議会に加入して、同協議会の開催する活動や研修と同協議会の加盟団体の活動に参加することで、自然環境を守るための知識・技能を修得した。

- ①森づくり研修：みやざき森づくりボランティア協議会（平成19年6月16日）
- 10 ②遊学の森どんぐりで遊ぼう：県自然環境課（平成19年11月17日）
- ③宮崎市環境フェア：みやざき森づくりボランティア協議会（宮崎市）（平成19年12月8日）
- ④ひめしゃら交流会：MFV会（延岡アースディ）（平成20年3月23日）

15 3. 助成金

(1) 九州労金「NPO助成」

九州内のNPO等の団体が実施するボランティア活動への振興・促進を図ることを目的とする助成です。助成対象となった活動は、環境プログラム（デイキャンプ、森とあそぼう、バードウォッチング、環境問題を考える講演会）と広報紙「子どもの森通信」作成です。助成額は、200,000円でした。

(2) 環境森林税「森林づくり活動支援事業」

県民参加の森林づくりを一層推進するため、森林ボランティア団体等の育成や県民の知恵と行動力を生かした県民公募型の森林づくり活動に対する支援を行うとともに、企業や団体等の参画した社会貢献のための森林づくりを支援することを目的としている「森林づくり活動支援事業」の助成です。助成対象となったのは、台風により山斜面の崩壊で、植林されていた杉が流された門川高等学校の演習林（約0.1ha）に広葉樹を植樹することで、自然環境の復元を図り水源の涵養や災害防止など森林の持つ公益的機能の再生を図る活動（森林の再生活動）の続活動で、下草刈や東屋の設置、歩道や階段作り、啓発広報活動にかかる費用の3/4で、261,030円でした。

(3) 門川町「まちづくりプレイヤー支援事業」

門川町内の団体の、まちづくりを図る活動を支援することを目的とする助成です。豊かな森づくりへの活動助成として刈払い機の購入代金の3/4で、27,000円でした。

4. その他

40 (1) こども地球温暖化防止活動推進事業

さらなる活動の発展とNPO法人としての財政充実、人件費の確保を目的として、県の委託事業「こども地球温暖化防止活動推進事業」を委託するため企画コンペに参加しましたが、残念ながら企画は不採用となりました。

45 (2) 耳川・五十鈴川流域ネットワーク（平成20年2月15日開催）

日向市ふるさとの自然を守る会の主催主幹（県河川課主催）で、耳川・五十鈴川流域の自治体や行政関係者、漁協、森林組合、市民団体などから約30人が参加して、開催された川や海など水辺の環境に関する情報交換会において、門川高校との協同で実施している森林の再生活動の報告を行いました。続いて、山の荒廃防止などの意見交換がありました。漁業関係者からは流木の防止をもとめる意見、上流の行政や林業の関係者からは治山に苦慮する実状の話がありました。

来年度以降は、耳川・五十鈴川各河川に係わる団体（子どもの森、日向市ふるさとの自然を守る会、ルミナス・ヒムカ水生生物研究所、リバーシブル日向）等が連携した関係を構築し、水辺の環境保全や改善に協力していく事となりました。

5 (3) 次年度以降の活動拠点となる分校整備を下記の通り実施しました。

平成 19 年	8 月 30 日	松瀬地区宝おこしグループとの話し合い
	10 月 7 日、23 日	校舎内整備
	11 月 18 日	教室棟室内の清掃
	11 月 1 日	門川町と譲与契約を締結
	11 月 18 日	校舎室内の清掃
	12 月 2 日、9 日、16 日	教室棟外壁の破損外板の張り替え
平成 20 年	1 月 5 日	教室棟外壁の破損外板の張り替えと瓦補修
	1 月 14 日	校舎とグラウンド周りの側溝清掃
	2 月 11 日	雨漏り応急処置
	2 月 17 日、23 日、24 日	管理棟室内の清掃
	3 月 1 日、2 日、8 日、9 日、16 日、29 日	教室棟室内の清掃

平成19年度事業経過一覧

月	内容	活動日	場所	備考
4	第1回理事会	18(水)	事務局	
	竹林活用と整備	21(土)	里山竹林塾	横山理事長、吉田理事、横山理事
5	第2回理事会、会計監査	16(水)	事務局	
	第6回通常総会	20(日)	ガーデンベルズ延岡	
	第3回理事会	30(水)	事務局	
6	雑木林の整備・育林	9(土)	こどもの森	下草刈り
	みやざき森づくりボランティア協議会研修会 、 、 総会	16(土) 17(日)	サンパークオート キャンプ場	横山理事長、横山理事 (田中副理事長、飯干、大野、柏田)
	本伏せ	21(木)	五十鈴小学校	5年生、夕刊デイリー取材
	本伏せ	24(日)	GOCANの森	
7	デイキャンプ準備	22(日)	門川高校研修棟	クッキング予備調理
	第4回理事会	22(日)	門川高校研修棟	
	デイキャンプ	28(土)	門川高校研修棟	ネイチャーゲーム： 古田栄子さん、黒木政則さん
8	第5回理事会	21(火)	事務局	
	第1回続・森林の再生活動	25(土)	GOCANの森	下草刈り
	松瀬分校の話し合い	30(木)	門川町役場	横山理事長、田中副理事長、 横山理事、吉田理事
9	雑木林の整備・育林(第2回続・森林の再生活動)	9(日)	こどもの森	下草刈り、丸太ハーフカット
10	分校整備	23(火)	松瀬分校	清掃
	第6回理事会	23(火)	事務局	
	ほだ起こし	24(水)	五十鈴小学校	6年生
11	遊学の森どんぐりで遊ぼう(県自然環境課)	17(土)	遊学の森	横山理事、飯干
	森とあそぼう準備、分校整備	18(日)	松瀬分校	竹の準備、清掃
	森とあそぼう	25(日)	こどもの森	ネイチャーゲーム： 古田栄子さん、野添美智代さん
12	第7回理事会	6(木)	事務局	
	バードウォッチング準備	8(土)	五十鈴川河口	猪崎さん下見
	宮崎市環境フェア	8(土)	生目の杜運動公園	(みやざき森づくりボランティア協議会) 横山理事、飯干
	バードウォッチング	16(日)	五十鈴川河口	講師：猪崎悦子さん
1	第8回理事会	22(火)	事務局	
2	環境問題を考える講演会 (豊かな森づくりをめざして)	2(土)	門川町クリエイティブセンター	講師：圖師哲雄さん
	宮日新聞社取材	2(土)	松瀬分校	廃校の活用について
	第4回続・森林の再生活動	10(日)	GOCANの森	歩道・階段作り
	川や海など水辺の環境に関する情報交換会	15(金)	諸塚村中央公民館	横山理事
3	ふるさと愛の基金配分交付事業ヒアリング	6(木)	県社協センター	横山理事、吉田理事
	第9回理事会	18(火)	事務局	
	ひめしゃら交流会(MFV会)	23(日)	上鹿川	横山理事長、横山理事 (田中副理事、飯干)
	みやざき川物語収録(3月30日放送)	27(木)	MRT	横山理事、吉田理事
	子ども地球温暖化防止活動推進員事業審査	28(金)	県環境管理課	横山理事
	分校整備	29(土)	松瀬分校	清掃

※椎茸の収穫：11/4、10、11/17、19、30、12/3、6、16、19、30、1/5、18、27、2/25、3/16、22

報告事項Ⅱ. 平成19年度収支決算報告

平成19年度 特定非営利活動に係る収支計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

	予算額	決算額	差異	備考
I 収入の部				
1 会費収入				
会員(正会員、特別会員)	94,000	75,000	△19,000	@4,000×17人、@1,000×2人、 (前年度未納)@5,000×1人
賛助会員	28,000	37,000	9,000	@4,000×8人+(次年度前納)@5,000×1人
2 事業収入	20,000	10,100	△9,900	環境プログラム (テイキャンプ、森とあそぼう、パードウオッチング)
3 助成金収入	461,030	461,030	0	労金(200,000)、森林づくり活動支援(261,030)
4 寄付金収入	50,000	82,100	32,100	椎茸お礼 他
5 道具基金	2,000	0	△2,000	未収
6 雑収入	4,000	21,821	17,821	預金利息、商品券、しいたけ売上、 チップパーシュレツダー貸出 他
当期収入合計	659,030	687,051	28,021	
前期繰越収支差額	176,418	176,418	0	
収入合計	835,448	863,469	28,021	
II 支出の部				
1 事業費				
自然環境調査研究	10,000	0	△10,000	椎茸管理、森づくり調査
環境プログラム	184,440	159,059	△25,381	テイキャンプ、森で遊ぼう、パードウオッチング、講演会
森づくり	358,040	389,916	31,876	雑木林整備、続森林の再生活動での道具購入 他
2 管理費				
事務局手当	12,000	12,000	0	事務局諸費用
通信費	16,000	6,373	△9,627	郵便、ドメイン取得、レンタルサーバー
消耗備品費	39,000	42,671	3,671	コピー用紙、広報紙作成費
旅費交通費	30,000	10,780	△19,220	森づくりボランティア協議会、椎茸収穫、 環境プログラムの広報
諸会費	5,000	5,000	0	みやざき森づくりボランティア協議会、 NPO 法人ネットワーク
会議費	15,000	10,618	△4,382	総会
研修費	10,000	5,000	△5,000	みやざき森づくりボランティア協議会他
損害保険料	12,000	8,050	△3,950	H19.6.22～H20.6.22
租税公課	4,000	4,220	220	助成金申請・県事業報告用
雑費	5,000	3,050	△1,950	振込手数料、椎茸発送費 他
3 予備費	134,968	62,675	△72,293	旧松瀬分校土地借用代(5ヶ月) 他
当期支出合計	835,448	719,412	△116,036	
当期収支差額	△176,418	△32,361	144,057	
次期繰越収支差額	0	144,057	144,057	

5 ※会費 正会員：4,000円 ただし、特別会員は、1,000円。

賛助会員：4,000円

特別会員とは、社会に出る前の大学生や専門学校生と同一世帯で2人め以降の正会員。総会での議決権や理事への立候補など、通常の正会員と同じ権利を有する。

平成19年度 特定非営利活動に係る貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

科目		金額	
I	資産の部		
1	流動資産		
	現金	126,722	
	普通預金	17,335	
	未収金	29,000	
	流動資産合計		173,057
2	固定資産		
	機械及び装置	253,050	
	減価償却累計額	△137,397	115,653
	固定資産合計		115,653
	資産合計		288,710
II	負債の部		
1	流動負債		
	前受金	5,000	
	流動負債合計		5,000
	負債合計		5,000
III	正味財産の部		
	基本金	330,621	
	当期正味財産増加額(減少額)	△46,911	
	正味財産合計		283,710
	負債及び正味財産合計		288,710

平成19年度 特定非営利活動に係る財産目録

(平成20年3月31日現在)

5

科目		金額	
I	資産の部		
1	流動資産		
	現金	現金手元有高	126,722
	普通預金	宮崎太陽銀行門川支店	17,212
	普通預金	九州ろうきん延岡支店	123
	未収金	まちづくりプレイヤー支援助成金	27,000
	未収金	道具基金	2,000
	流動資産合計		171,057
			173,057
2	固定資産		
	機械及び装置	チップーシュレッダー (新タイプ CSE50-W)	253,050
	減価償却累計額	△137,397	115,653
	固定資産合計		115,653
	資産合計		286,710
			288,710
II	負債の部		
1	流動負債		
	前受金	20年度賛助会費 (1人)	5,000
	流動負債合計		5,000
	負債合計		5,000
	正味財産		281,710
			283,710

※チップーシュレッダーの減価償却について

・耐用年数：8年 ・償却方法：定率法 ・償却率：0.25 ・当該年度償却月数：12ヶ月

報告事項Ⅲ. 監査報告

監査報告書

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの理事の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

監査の結果

- この法人の会計の方法及びその結果は、相当であると認めます。
- 財産目録は、この法人の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はありません。
- 貸借対照表は、この法人の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はありません。
- 収支計算書は、法令及び定款に従い、この法人の状況を正しく示していると認めます。

平成20年5月7日

特定非営利活動法人 子どもの森

監事 峯 眞理子 

議案Ⅰ 平成20年度活動方針(案)

1. 環境啓発への取り組み

- 5 地球温暖化や荒れた森林、河川や海の汚染等の環境問題に関心を持ち考えてもらうために、森林等を活用した体験型啓発活動を開催します。広く参加者を募って、環境プログラムに参加してもらい、『あなたのできることを私のできることを』をキーワードに、個人でも取り組める環境問題への活動に気付いてもらい、できるだけ良い自然環境を子どもたちに残していくことを、多くの人が実践してもらうための基盤整備とすることを目的とします。

10

(1) デイキャンプ

- ネイチャーゲームを森林の中で実施して、参加者に自然と人間の関係の気付きを促すことで、自然と私たちが切り離せないことを理解してもらいます。その他に、非日常的な体験として、木の枝を薪とする釜戸を使って飯盒で炊飯等して昼食を参加者自身で作ってもらい昼食をとります。遊びながら自然環境への理解を促進して行くことを目的とします。

15

ネイチャーゲームは、フェニックス宮崎ネイチャーゲームの会よりネイチャーゲーム・リーダーの派遣を依頼する予定です。

(2) 森とあそぼう

- 20 デイキャンプと同じように遊びながら自然環境への理解を促進することを目的とします。カシやコナラ等のドングリが実る木を、参加者が自宅でドングリから自生させ苗木作りを行ないます。そのため、苗木の育て方等を学習します。また、森の自然材料であるドングリや杉やカシの小枝を使っての工作を行ない、自然の恩恵を感じとります。

(3) 環境問題を考える講演会

- 25 地球温暖化問題を中心とした地球環境悪化の現実と、個人レベルでできる環境問題への取り組みを促すための講演会を、森の学舎（環境文庫）のオープン記念事業として実施します。

※いずれも、子どもの森活動拠点「森の学舎（旧松瀬分校）」で実施します。

30

環境プログラムの(1)と(2)は、「ふるさと愛の基金配分交付事業」(県社会福祉協議会)に申請しています。助成金決定は、6月初旬(5月中旬内示)になります。もし、助成金が不採用となった場合を考えて、全労済地域貢献助成金も申請(7月上旬決定)しています。

35

2. 五十鈴小学校での椎茸栽培

- 総合学習の時間を使って、子どもたちが町内の暮らし(農林水産業と環境の)学習の一環として、平成18年2月と平成19年3月に、4学年の子どもたちが、椎茸のコマ打ち体験とほだ木の本伏せをしています。その後の椎茸収穫のためのほだ起こしを実施することになります。

40

小学校の授業の一環として行うため平日開催となり、実施日は、五十鈴小学校と調整をします。今年度は、平成19年3月にコマ打ちしたほだ木のほだ起こしを実施します。

3. 森林づくり

(1) GOCANの森(続森林の再生活動2)

- 50 門川高校生と協働して実施した森林の再生活動(平成19年3月に植樹)をした門川高校実習林の下草刈を実施します。また、昨年度に設置した展望小屋まで登るための歩道や階段(下草刈り等の作業道兼用)が未整備であるため、門川高校と協働して今年も森づくりのプロジェクトとして実施し

て行きます。

(2) こどもの森

5 西門川三ヶ瀬の私有林所有者と山林使用契約を締結して、腐葉土を形成して緑のダムにするための、杉と広葉樹の混合林を形成して行く森づくりの実践活動です。平成18年3月に、7種類の広葉樹を植樹していますが、今年度も引き続き、植樹地の草刈り等の育林を行ないます。

(3) 植樹

10 3年前と2年前の森づくりプログラムの参加者が、ドングリを拾って自宅の持ち帰り苗木を育てる活動を実践しています。育てた苗木をGOCANの森に植樹する活動を開催します。ただし、苗木の育成が良くない場合は、開催を次年度に延期する可能性もあります。

15 森林づくりの(1)と(2)は、「環境森林税団体等公募活動支援事業」(県自然環境課)に助成金の申請しています。助成金決定は、7月下旬になります。今年は、子ども・女性用ヘルメット、刈払機1台、広報用プリンタトナー他を申請しています。

森づくりは、門川高校生・連合宮崎県北・西の丸他の団体に、参加者の要請をしてボランティア人員の確保をしていきます。

20 4. 活動拠点「森の学舎」の整備と活用

昨年11月に、門川町から譲与を受けた旧松瀬分校を活動拠点として整備していきます。ただし、土地は貸与となり、年間114,000円で借りる事になります。

25 建物は2棟ありますが、教室棟として使用していた建物は、昭和27年築であるため、外回りの痛みが激しく修繕・改修が必要な状態です。とりえず利用は可能なので、利用しながら並行して修繕・改修を実施していきます。

①環境プログラム(デイキャンプ、森とあそぼう、環境問題を考える講演会)で活用します。

30 ②森の学舎の常時活用として、森林や環境等の図書や児童書・絵本を整備し、土日を中心に週に2日間程度、ボランティアスタッフが常駐して、環境文庫を設置します。

町内には図書館がありますが、ここ7ヶ月の間に森林や環境等の図書や環境に関しての児童書・絵本の新蔵図書は、一般図書、児童図書共に2冊でした。森林や環境等の図書や環境に関しての児童書・絵本の蔵書数が大変少なく、それを補完する役割を持つ事もできます。森林や環境
35 等の図書や環境に関しての児童書・絵本は、街中で読むより、自然環境が隣接している場所で読み、事典などを持って実際に樹木や植物等に触れて学習することで、計りしれない学習効果が期待できます。

40 ③旧分校の校舎には、備品等が一切ありません。寒冷日の暖房設備もないため、環境文庫を運営するために、以下の備品等を整備します。

- ・薪ストーブ
- ・事務用机と椅子
- ・図書の閲覧等ための椅子兼座机

45 ④子ども会やボーイスカウト等のキャンプ施設として、積極的な施設開放を行います。

②と③は、連合愛のキャンパに助成金の申請をしています。助成金の決定は、8月になるので、それ以降の事業となります。

50 その他の活用としては、下記の活用計画を可能なものから、順次、計画・実現していきます。

- ・みやざき森づくりボランティア協議会等環境問題に取り組んでいる団体の総会や研修会の開催を誘致。
- ・環境問題や地域コミュニティ等に取り組んでいる団体の交流・協働や活動発表（環境フェスタ等）の開催。

- 5
- ・苗木の路地育成。
 - ・子ども達を対象にした太陽光パネルや風力の電気づくり等のエコ・エネルギー体験講習。
 - ・自然環境豊かな場所で実施することで、より大きな効果が期待できる文化イベントの実施。（例えば森のコンサート等）
 - ・その他に地域の高齢者や子どもたちの交流を図る活動。

- 10
- ・昔の暮らし（竹とんぼづくりと水鉄砲づくり、竹馬づくり、藁草履づくり、弟や妹をおんぶして子守をしながら勉強、風呂敷の使い方、昔のおやつ作りなど）
 - ・山里の暮らし（きこり体験、雑木林や竹林の整備とカシ等枝の萌木、間伐した竹等で炭作り体験と販売、鳥海山大好きな人たちが力を合わせて紙芝居づくりと上演会、山から湧き出る水を使って人々が自然と親しめるビオトープ作りなど）

- 15
- 修繕・改修については、日本財団の福祉活動拠点作り助成金の申請をしています。申請内容審査後に、助成金が決定したら、①専門業者によるものと、②会員で実施するものに分けて実施していきます。助成金の審査結果は、6月末日になります。

- 20
- ①専門業者によるものは、
壁をはめて玄関の機能を無くしている勝手口（玄関）の復元（玄関建具も含めて）

木枠窓1箇所の復元

外壁板で一部損壊しているものがあるので、その修繕

外壁（モルタル）で一部崩落しているか箇所があるので、その修繕

- 25
- 雨漏り屋根瓦修理

- ②会員で実施するものは、

外板の腐食塗装塗り

中央出入り口と木窓枠の塗装

- 30
- その他に、助成金がなくてもできる修繕等、グラウンドの草刈りとグラウンド側溝の土上げ他を実施します。

建物の修繕・改修によっては、環境プログラムや森づくりの活動日程に、影響がでると思われまます。たくさんの会員の参加をお願いします。

- 35
- ## 5. 椎茸栽培

- 平成16年と平成17年に椎茸菌を接種したほだ木が430本あり、10月後半から12月前半と2月から3月に椎茸が収穫できます。昨年度は、63Kgの収穫があったので、今年度も同程度の収穫量が見込まれます。収穫時期には、2、3日おきに椎茸の収穫をしなければならないので、各会員も是非ほだ場まで出向いて収穫をお願いします。

- ## 6. 子どもの森が加盟する団体

- 45
- (1) みやざき森づくりボランティア協議会

今年も引き続き「みやざき森づくりボランティア協議会」（会長：圖師哲夫ロキシーヒル代表）に、団体会員として加盟します。同協議会での総会や研修会への参加をすることで、同じ森づくりや環境問題に取り組んでいる団体との交流ができます。同協議会が開催する研修会では、森づくり活動への考え方や森林作業の学習等を学べます。

- 50

同協議会の理事として、横山謙一理事長が昨年度から2年間就任しています。

みやざき森づくりボランティア協議会加盟団体

団体名	事務局住所
NPO 法人みやざき子ども文化センター	宮崎市橘通西2-5-20
桜宴會	宮崎市太田4丁目3-1 パームクレストC-103
木崎浜松林を守る会	宮崎市大字熊野10321
水源の森づくりをすすめる市民の会	宮崎市下北方町戸林5262-10
田園クラブ	日向市大字塩見字泉12455
どんぐり1000年の森をつくる会	北諸県郡山之口町富吉2985-26
にわとこの会	日南市飢肥7-2-35
延岡アースディ実行委員	延岡市夏田町434-2 サニーハウス101
日向市ふるさとの自然を守る会	日向市大字財光寺5384-12
宮崎グリーンヘルパーの会	宮崎市祇園3丁目5番地 川島ビル202号
高千穂森の会	西臼杵郡高千穂町大字押方4520
ロキシー・ヒル	西都市大字三納10372-イ
MFV会	宮崎郡清武町大字加納乙320-95
NPO 法人子どもの森	東臼杵郡門川町城ヶ丘2-2

- 5 平成15年9月13日と14日に、第55回全国植樹祭イベント「悠久の森づくりボランティア全国大会」が、全国から約1500人が集り西都市を主会場に開催されました。その企画運営をするために、平成15年1月に「みやざき森づくりボランティア協議会」が誕生しました。
- 行政ではなく、民間のボランティア団体の協議会によって開催された悠久の森づくりボランティア全国大会は、関係機関からの高い評価を受けました。それ以降は、宮崎県内の森づくりを実施している団体の相互協力と交流、森づくりの研修が、本協議会の活動の中心となっています。

7. みやざき森づくりボランティア協議会総会の開催

- 15 みやざき森づくりボランティア協議会の総会兼研修会は、加盟団体の持ち回りで開催しています。本年度は、当会に開催要請がありました。理事会で検討した結果、6月21日、22日に、森の学舎で開催することを決定しました。総会や研修会には、理事が中心で対応していきますが、会員の方でも参加を希望される方は、ぜひ協力をお願いします。

20

8. NPO等委託事業への公募

昨年度、企画が不採用となった県の委託事業「こども地球温暖化防止活動推進事業」について、本年度も企画コンペ（2009年度実施分）に参加したいと思います。

- 25 さらに活動の発展とNPO法人としての財政充実、人件費の確保を目的として、「こども地球温暖化防止活動推進事業」以外にも、当会で実施可能な委託事業があれば公募をしていきます。

平成20年度活動計画

月	事業名	予定日	場所	備考
4	最終回続・森林の再生活動	5(土)	GOCANの森	東屋の設置
	第1回理事会	8(火)	事務局	
	子育て支援センター親子サークル「リーフ」支援	28(月)	森の学舎	ネイチャーゲーム(横山理事)
5	第2回理事会	8(火)	事務局	
	第7回通常総会	17(土)	森の学舎	
6	第3回理事会	8/3(火)	事務局	
	森づくりボランティア協議会研修	21(土)	森の学舎	研修:熊本大学教授徳野貞雄氏「農山村振興とT型集落点検」
	総会	22(日)		
7	森林整備	5(土)	こどもの森	下草刈り
	修繕・改修	13(日)	森の学舎	グランド草刈り
	デイキャンプ準備 修繕・改修	27(日)	森の学舎	ネイチャーゲーム下見、昼食作りの準備 ペンキ塗り
8	デイキャンプ	3(日)	森の学舎	フェニックス宮崎ネイチャーゲームの会
	第4回理事会	19(火)	事務局	
	修繕・改修	24(日)	森の学舎	ペンキ塗り
9	森林整備	7(日)	こどもの森	下草刈り
	森林整備	21(日)	GOCANの森	下草刈り
	修繕・改修	28(日)	森の学舎	グランド草刈り
10	五十鈴小学校での椎茸栽培	未定	五十鈴小学校	ほだ木起こし
	第5回理事会	14(火)	事務局	
	環境文庫オープン準備	19(日)	森の学舎	
	環境文庫オープン 環境問題を考える講演会	25(土)	森の学舎	環境問題を考える講演会の内容は未定
11	森とあそぼう準備 修繕・改修	9(日)	森の学舎	ドングリ工作の準備 ペンキ塗り
	森とあそぼう	16(日)	森の学舎	
	森林整備	下旬	GOCANの森	歩道・階段の整備
12	第6回理事会	2(火)	事務局	
	森林整備	中旬	GOCANの森	歩道・階段の整備
2	森林整備	上旬	GOCANの森	歩道・階段の整備
3	第7回理事会	24(火)	事務局	
	植樹	29(日)	GOCANの森	17、18年度ドングリ苗木
	「子どもの森通信」発行	下旬		

◎森林整備の作業時間は約3時間(小雨決行)。

◎活動の情報発信のためにWebページの運営と広報紙の発行。

5 ◎椎茸ほだ場は、定期点検と収穫を実施する。

◎環境文庫は、土・日に開館。ただし、本会の活動と重複した場合は閉館する。

◎他に「みやざき森づくりボランティア協議会」と同協議会加盟団体の活動への参加があります。

議案Ⅱ. 平成20年度収支予算(案)

平成20年度 特定非営利活動に係る収支計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

	予算額	前年度予算額	差異	備考
I 収入の部				
1 会費収入				
会員(正会員、特別会員)	98,000	94,000	4,000	@5,000×19人+@1,000×3人
賛助会員	50,000	28,000	22,000	@5,000×10人
2 事業収入	18,000	20,000	△2,000	環境プログラム(テイクアップ、森とあそぼう)
3 助成金収入	1,576,435	461,030	1,115,405	ふるさと愛の基金(160,000)、森林づくり活動(129,435) 連合愛のカンパ(600,000)、日本財団(660,000) まちづくりプレイヤー支援(前年度未収)(27,000)
4 寄付金収入	46,000	50,000	△4,000	活動支援、椎茸お礼 他
5 道具基金	4,000	2,000	2,000	前年度未収(2,000)含む
6 雑収入	19,000	4,000	5,000	預金利息、商品券、森の学舎開放 他
当期収入合計	1,811,435	659,030	1,152,405	
前期繰越収支差額	144,057	176,418	△32,361	
収入合計	1,955,492	835,448	1,120,044	
II 支出の部				
1 事業費				
自然環境調査研究	5,000	10,000	△5,000	椎茸管理、森づくり調査
環境プログラム	154,000	184,440	△30,440	テイクアップ、森とあそぼう
森づくり	140,000	358,040	△218,040	雑木林整備、森林づくり活動での道具購入、 広報交通費 他
環境文庫	591,000		591,000	図書、本箱、机、椅子、消火器、薪ストーブ
修繕・改修(森の学舎)	745,000		745,000	業者委託、ペンキ、腐蝕防止塗料、はしご 他
広報紙・案内チラシ作成	103,000		103,000	プリンタートナー、コピー用紙 他
2 管理費				
事務局手当	0	12,000	△12,000	
通信費	8,000	16,000	△8,000	郵便、ドメイン取得、レンタルサーバー
消耗備品費	5,000	39,000	△34,000	文房具 他
旅費交通費	15,000	30,000	△15,000	椎茸収穫 他
諸会費	3,000	5,000	△2,000	みやざき森づくりボランティア協議会
会議費	10,000	15,000	△5,000	総会、理事会
研修費	20,000	10,000	10,000	みやざき森づくりボランティア協議会 他
損害保険料	12,000	12,000	0	H20.6.22～H21.6.22
租税公課	4,000	4,000	0	助成金申請・県事業報告用
賃借料	114,000		114,000	森の学舎土地代
施設管理費	12,000		12,000	森の学舎浄化槽管理費
雑費	5,000	5,000	0	振込手数料、椎茸発送費 他
3 予備費	9,492	134,968	△125,476	
当期支出合計	1,955,492	835,448	1,120,044	
当期収支差額	△144,057	△176,418	△32,361	
次期繰越収支差額	0	0	0	

※支出の部

- 5 「環境プログラム」「森づくり」「環境文庫」における案内チラシ作成は、「広報紙・案内チラシ作成」に含めます。
森の学舎運営のために、「環境文庫」「修繕・改修(森の学舎)」「賃借料」「施設管理費」を追加しました。

※会費 正会員：5,000円(ただし、特別会員は、1,000円。) 賛助会員：5,000円

特別会員とは、社会に出る前の大学生や専門学校生と同一世帯で2人め以降の正会員で、総会での議決権や理事への立候補など、通常の正会員と同じ権利を有します。

補足資料 役員名簿（敬称は略します）

役 職	氏 名	就任期間	報酬について
理事長	横山 謙一	平成19年4月1日～平成21年3月31日	報酬無
副理事長	田中 公宜		
	丸野 由美子		
理 事	吉田 美和子		
	横山 純子		
	栗田 忠治		
監 事	峯 眞理子		

顧 問

日高 光宣	就任期間 平成19年4月1日～平成21年3月31日	宮崎産業経営大学経済学部准教授
-------	---------------------------	-----------------

5

補足資料 会員名簿（敬称は略します）

横山 純子	門川町	請関 哲美	門川町	川口 博隆（賛助）	宮崎市
和泉 満義	門川町	金子 恭子	延岡市	枋原 孝行	延岡市
横山 謙一（特別）	門川町	栗田 忠治	門川町	後藤 昭一	宮崎市
金子 睦子	宮崎市	南谷 裕子（賛助）	日向市	後藤 裕子（特別）	宮崎市
中山 誠一（賛助）	横浜市	猪崎 悦子	宮崎市	大野 裕	日向市
山内 清和	都農町	請関久美子（特別）	門川町	井本 栄一（賛助）	東京都
濱田 秀生（賛助）	横浜市	丸野由美子	延岡市	岩切 信子（賛助）	宮崎市
横山 信時	宮崎市	遠藤由美子（賛助）	門川町	津野 桂子（賛助）	門川町
田中 公宜	延岡市	飯干 喜恵	清武町	猪須 寛司（賛助）	延岡市
峯 眞理子	延岡市	柏田 倬身	日向市	齊藤恵理香	都農町
清田 亜希	延岡市	吉田美和子	宮崎市		
河上 末喜（賛助）	田野町	松原 和範（賛助）	北九州市		

10

補足資料 機具台帳

(平成20年3月31日現在)

機具・道具・備品	メーカー品名	取得価格	数量	金額	取得年月日	使用助成金等	
機具	エンジン・チェーンソー	マキタ ME333	32,695	1	32,695	05/06/18	日本財団
	エンジン・チェーンソー	マキタ ME333	32,440	1	32,440	05/11/15	赤い羽根
	刈払機	マキタ MEM262	34,944	1	34,944	05/06/09	日本財団
	刈払機	マキタ MEM262L	35,404	1	35,404	05/06/09	日本財団
	椎茸用ドリル	マキタ D2011	6,060	1	6,060	05/02/10	
	椎茸用ドリル	マキタ D2011	14,200	2	28,400	05/11/15	赤い羽根
	椎茸用ドリル	マキタ D2011	15,000	1	15,000	06/02/23	赤い羽根
	発電機	新ダイワ G2400-B	60,409	1	60,409	05/07/25	赤い羽根
	インパクトと本体のみ	マキタ TP130D	83,953	2	83,953	07/08/15	H19 年度環境森林税
	刈払機	マキタ MEM264W	36,129	1	36,129	07/09/16	まちづくりプレイヤー支援
	エンジン・チェーンソー	新ダイワ E1039S-400	70,000	1	70,000	07/10/10	H19 年度環境森林税

435,434

補足資料 備品台帳

(平成20年3月31日現在)

機具・道具・備品	メーカー品名	取得価格	数量	金額	取得年月日	使用助成金等	
備品	ヘルメット	五心産業 GS-33	1,605	10	16,050	05/05/31	日本財団
	電工ドラム	畑屋製作所 E-30C	4,723	1	4,723	05/07/25	赤い羽根
	刈払作業用すねあて		1,980	2	3,960	05/06/09	
	飯盒		997	8	7,976	06/07/22	ボランティア基金
	ターフテント		9,978	1	9,978	06/07/23	ボランティア基金
	ターフテント		6,990	1	6,990	06/08/02	ボランティア基金
	トイレ用テント		4,179	1	4,179	06/11/29	H18 年度環境森林税
	カタログスタンド	(チラシ広報用)	1,090	1	1,090	06/11/29	H18 年度環境森林税
	砥石と砥石台		2,054	1	2,054	07/03/04	H18 年度環境森林税
	クーラーボックス		3,477	1	3,477	07/07/26	H19 年度環境森林税
	飯盒		997	2	1,994	07/07/26	労金 NPO 助成
	道具倉庫		9,750	1	9,750	07/08/12	H19 年度環境森林税
	脚絆		1,012	20	20,240	07/08/14	H19 年度環境森林税
	虫除けカバー		700	20	14,000	07/08/14	H19 年度環境森林税
	携帯砥石		900	10	9,000	07/08/15	H19 年度環境森林税
	充電器セット	充電電池4本含	3,978	1	3,978	07/08/18	H19 年度環境森林税
	チェーン・アタッチメント用レール	手作りのため材料費	3,392	1	3,392	07/09/02	H19 年度環境森林税
	焼印電気こて	(子どもの森)	8,080	1	8,080	07/11/05	労金 NPO 助成
	双眼鏡	ニコン	6,500	1	6,500	07/12/05	労金 NPO 助成
	双眼鏡	ハンディ M10×21	3,150	14	44,835	07/12/13	労金 NPO 助成
	一輪車		5,880	1	5,880	08/01/27	H19 年度環境森林税

188,126

補足資料 道具台帳

(平成20年3月31日現在)

機具・道具・備品	メーカー一品名	取得価格	数量	金額	取得年月日	使用助成金等	
道具	枝打ち梯子	ピカ SWE302 (3m)	17,745	1	17,745	05/06/29	日本財団
	造林鎌 (100センチ)		4,800	3	14,400	05/06/18	日本財団
	造林鎌 (70センチ)		2,900	4	11,600	05/06/18	日本財団
	中厚鎌 (195)		1,253	1	1,253	05/06/18	日本財団
	中厚鎌 (165)		1,449	2	2,898	05/06/18	日本財団
	腰鉋 (6寸)		4,505	1	4,505	05/06/18	日本財団
	腰鉋 (5寸)		4,106	1	4,106	05/06/18	日本財団
	鋸		2,762	2	5,524	05/06/18	日本財団
	畑鍬		3,413	1	3,413	05/06/18	日本財団
	十字鍬		3,990	1	3,990	05/06/18	日本財団
	高枝はさみ		6,500	1	6,500	05/06/18	日本財団
	剪定はさみ		2,580	1	2,580	05/06/18	日本財団
	刈込はさみ		2,142	1	2,142	05/06/18	日本財団
	手鍬		924	3	2,772	06/03/19	
	ハンマー大		3,020	1	3,020	06/01/21	
	ハンマー		924	1	924	05/12/07	
	竹挽き鋸		2,079	2	4,158	06/07/22	ボランティア基金
	折込鋸		1,029	3	3,087	06/07/22	ボランティア基金
	高枝はさみ		1,956	3	5,868	06/11/28	ボランティア基金
	剪定はさみ		387	10	3,870	06/11/28	ボランティア基金
	造林鎌 (70センチ)		2,982	13	38,766	06/12/05	H18 年度環境森林税
	腰鉋 (6寸)		4,505	1	4,505	06/12/05	H18 年度環境森林税
	鉋 (35号)		3,759	1	3,759	06/12/05	H18 年度環境森林税
	鉋 (40号)		3,822	1	3,822	06/12/05	H18 年度環境森林税
	鋸		2,762	2	5,524	06/12/05	H18 年度環境森林税
	十字鍬		3,812	4	15,248	06/12/05	H18 年度環境森林税
	スコップ		1,554	2	3,108	06/12/05	H18 年度環境森林税
	鉋 (30号)		3,665	2	7,330	06/12/24	H18 年度環境森林税
	熊手		2,037	3	6,111	07/03/04	H18 年度環境森林税
	スコップ		1,750	2	3,500	07/08/15	H19 年度環境森林税
	スモールログミル	ケランパーク製ミル G777	23,760	1	23,760	07/08/24	H19 年度環境森林税
	チェーンバデー		7,900	1	7,900	07/08/24	H19 年度環境森林税
	ボール		4,073	1	4,073	08/03/29	H19 年度環境森林税

231,761

宮崎日日新聞 (2008年2月18日)



環境学習の場へ
門川

小規模作業所へ
日影

廃校有効に生かそう

少子化や過疎化に伴って県内の公立小中学校の統廃合が進み、休、廃校する学校が増える中、市民クラブや自治体が校舎などの施設を再利用する動きが出てきた。門川町では旧分校を環境学習の場に活用する準備が進み、日之影町では福祉施設への転用計画が検討されている。学校は地域の中心部に位置し、建物もしっかりしている場合が多いため、新たな地域づくりの拠点としても期待される。

新たな地域づくり拠点

旧西門川小松瀬分校を運営するNPO法人子どもの森メンバーら

県教委によると、一九八八年度以降、県内の小中学校の休、廃校数は小学校が十七校、中学校が八校。地域的には過疎化の進む中山間地域が多く、今年三月にも延岡、えびの市、美郷、高千穂町の七小中学校が閉校する見通しだ。

休、廃校の場合、自治体が頭を悩ませるのが校舎や体育館、校庭などの施設をどうするか。解体、撤去には「地域衰退に拍車をかける」と住民の抵抗感も強い。ため、活用策が課題になっている。

そんな中、門川町の旧西門川小松瀬分校では、特定非営利活動法人(NPO法人)「子どもの森(横山謙一理事長)」が体験型環境学習の場への転用を準備する。今春からデイキャンプなどのイベント

県教委によると、一九八八年度以降、県内の小中学校の休、廃校数は小学校が十七校、中学校が八校。地域的には過疎化の進む中山間地域が多く、今年三月にも延岡、えびの市、美郷、高千穂町の七小中学校が閉校する見通しだ。

休、廃校の場合、自治体が頭を悩ませるのが校舎や体育館、校庭などの施設をどうするか。解体、撤去には「地域衰退に拍車をかける」と住民の抵抗感も強い。ため、活用策が課題になっている。

そんな中、門川町の旧西門川小松瀬分校では、特定非営利活動法人(NPO法人)「子どもの森(横山謙一理事長)」が体験型環境学習の場への転用を準備する。今春からデイキャンプなどのイベント

間地域ならではの活用方法を示したい」と意気込む。

同じく廃校した日之影町の八戸中は、改築も含めて福祉施設として活用する方向で協議を重ねている。町教委は「中学校は地区の中心部にあり利便性が高い。小規模作業所などで生かされれば」と話している。

高崎大教育研究・地域連携センターの上條秀元教授(生涯学習)は「学校は公民館よりも施設がしっかりしていることが多く、廃校後も学習や福祉の場として活用しない

手はない。地域活性化に有効な形を示すことができないのではないかと話している。

定款
特定非営利活動法人 子どもの森

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子どもの森という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を宮崎県東臼杵郡門川町城ヶ丘2番2号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域や自然環境を守り、子供達が身近な里山や自然と親しみ、自然や命の大切さを体験を通して知る機会をつくり、情報を発信し、またそのような活動を通じて、農業、漁業、林業など自然と一体となった地場産業の振興、街づくり、人づくり、情報化社会の発展に寄与する活動をする事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業
- (2) 地場産業の啓発、普及と共に地域の特性を活かした農林水産物等の販売
- (3) 地域の自然、産業などの調査・研究事業
- (4) 地域の自然、環境などを理解してもらうための啓発活動及び情報収集
- (5) 子どもたちや地域の人たちの情報化教育や交流のための教室開催
- (6) 活動の情報発信・啓発のための出版事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動法(平成10年法律第7号、以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- 2 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 理事会は、前項のものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会費の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して3年以上会費を納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人ないし2人を副理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所管庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を召集すること

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数が3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨あらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経てから定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、学識経験者または本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。
- 5 顧問の任期は第16条第1項の規定を準用する。

第4章 総会

(種別及び構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3ヵ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 総会における議決事項は、第24条3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を召集しなければならない。

3 理事会を召集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

- 第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について表決することができる。
- 2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数(書面表決者がある場合には、その数を付記すること)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

(ア) 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

- 第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とその他の事業に関する資産とする。

(資産の管理)

- 第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

- 第42条 この法人の会計は、法第26条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

- 第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

- 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。
- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算等)

- 第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

- 第46条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第47条 この法人に事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(イ) 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ所管庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定に関らず、法第24条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行なった場合には、遅滞なくその旨を所管庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所管庁による設立の認証

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所管庁の認証を得なければならない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く)は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く)に残余財産は他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所管庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

(ウ) 事務局

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他職員は、理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(エ) 雑則

(委任)

第55条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年通常総会までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第44条第1項に規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関らず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費 5,000円

2005年5月8日 一部改定

2006年4月22日 一部改定



事務局:宮崎県東臼杵郡門川町城ヶ丘 2-2

TEL/FAX 050-3427-1102

<http://www.kodomonomori.info>

office@kodomonomori.info